



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価（送料共）1か月2,200円

目次

○ 告示

- 20 平成10年和歌山県告示第84号（和歌山県が行う本庁舎等の清掃、警備等の委託に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱）の廃止（管財課）
- 21 特定非営利活動法人の設立認証の申請（県民生活課）
- 22 保安林の指定解除予定の通知（森林整備課）
- 23 "（"）
- 24 保安林予定森林（"）
- 25 "（"）
- 26 "（"）
- 27 建設業の許可の取消し（技術調査課）
- 28 道路の区域変更（道路保全課）
- 29 道路の供用開始（"）
- 30 宅地建物取引業法による聴聞（公共建築課）

告 示

和歌山県告示第20号

平成10年和歌山県告示第84号（和歌山県が行う本庁舎等の清掃、警備等の委託に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱）は、廃止する。

平成22年1月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第21号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成22年2月22日まで縦覧に供する。

平成22年1月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 申請年月日
平成21年12月22日
- 名称
特定非営利活動法人心
- 代表者の氏名
小林安子
- 主たる事務所の所在地
和歌山県橋本市紀見79番地の14

5 定款に記載された目的

この法人は、介護や福祉を必要とする高齢者及び障害者、並びにその家族等に対して介護や福祉に関する事業を行い、社会的弱者と言われるような方々が、地域社会の中で孤立したり各種の弊害をうけることのないように、各々がパートナーシップの立場に立ち、心のバリアフリー、ノーマライゼーションの理論を実践することにより、地域ぐるみでの介護や福祉を通したまちづくりをためすことにより、より人間らしい思いやりを育み、分かち合うことで社会に貢献、地域住民に寄与すること及び、次代を担う地域における青少年の健全育成を念頭に置いた活動等を主たる目的とする。

和歌山県告示第22号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、告示する。

平成22年1月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 解除予定保安林の所在場所 日高郡日高川町大字三十井川字滝谷494（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 解除の理由 急傾斜地崩壊防止施設用地とするため（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び日高振興局並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第23号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、告示する。

平成22年1月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 解除予定保安林の所在場所 日高郡日高川町大字滝頭字北又282の1・289の1・289の8（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 解除の理由 道路用地とするため（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び日高振興局並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第24号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年1月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 保安林予定森林の所在場所 田辺市上秋津字下左向91の2、91の238
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字下左向91の238（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第25号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年1月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 保安林予定森林の所在場所 田辺市稲成町字細尾芝1865の1・1865の75（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1902の1
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字細尾芝1865の1・1902の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面

及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第26号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年1月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡古座川町小森川字成見川573、574、575、577の2
- 指定の目的 水源のかん養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第27号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、次の者について建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成22年1月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 取消し年月日 平成21年12月24日
- 取消しを受けた者
 - 商号 株式会社神島土建
 - 代表者氏名 裏川俊和
 - 主たる営業所の所在地 田辺市神島台21-6
 - 建設業許可番号 和歌山県知事許可（般-18）第010077号
- 取消しの原因となった事実
法人の役員に建設業法第8条第10号に該当する者がある。
このことが、建設業法第29条第1項第2号に該当すると認められる。

和歌山県告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年1月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
東牟婁郡古座川町 大字蔵土字浦瀬283 番地先から同町大 字蔵土字中地下529 番3地先まで	旧	4.60 ∟ 11.00	531.00	
同上	新	4.60 ∟ 11.00	531.00	
同上	新	7.50 ∟ 22.40	540.00	

(4) 免許証番号 和歌山県知事(7)第2282号

(5) 免許年月日 平成20年3月17日

和歌山県告示第29号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年1月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 国道371号

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町大字蔵土字浦瀬283番地先から同町大字蔵土字中地下529番3地先まで

供用開始の期日 平成22年1月12日

和歌山県告示第30号

宅地建物取引業法（昭和27年法律176号）第65条第1項の規定に基づく行政処分について、同法第69条第1項及び第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成22年1月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 日時 平成22年1月21日（木）午後3時30分から
- 2 場所 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県民文化会館4階 402会議室
- 3 被聴聞者（宅地建物取引業者）
 - (1) 商号 株式会社センチュリーホーム
 - (2) 代表者氏名 多計治彦
 - (3) 事務所所在地 和歌山県和歌山市鳴神629番地の1